

坂戸市告示第66号

坂戸市提案型協働事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月25日

坂戸市長 石川 清

坂戸市提案型協働事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市との協働により地域の活性化又は課題の解決を図る事業を行う市民活動団体に対し補助金を交付することにより、市内における市民活動を支援し、市民が主役となる自立性の高いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、市内において公益的な活動を行う市民活動団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの又は市長が特別に認めるもの(次条において「補助対象団体」という。)とする。

- (1) 5人以上の会員で組織し、その過半数が市内に在住し、又は在勤していること。
- (2) 組織の運営に関する規約等が定められていること。
- (3) 適正な会計処理が行われていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市長が別に定めるところにより、市と補助対象団体との協働によって地域の活性化又は課題の解決を図るために新たに取り組む事業又は既存の事業を拡充して行う事業で、補助対象団体が主体的かつ自発的に行う事業として市に提案し、その実施について市長が必要であると認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業
- (2) 団体の運営を目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) その他補助することが適当でないと市長が認める事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1 団体につき年度内 1 回限りとし、同一の事業を継続して複数年行う場合の交付期間は、3 年を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市提案型協働事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 規約等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市提案型協働事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、坂戸市提案型協働事業変更承認申請書（様式第 3 号）に変更内容が分かる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、坂戸市提案型協働事業変更承認・不承認決定通知書（様式第 4 号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに坂戸市提案型協働事業中止届出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告及び補助金の請求)

第 8 条 交付決定者は、補助対象事業の完了後 1 か月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、坂戸市提案型協働事業完了報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果報告書
- (2) 収支決算書（領収書の写しを添付）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を確認し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市提案型協働事業補助金確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市提案型協働事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。